

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 2 月 7 日（金）第2980号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓	令	
○鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程（※）		（健康増進課取扱い） 1
告	示	
○有害な映画等の指定		（青少年男女共同参画課取扱い） 4
○保安林の指定予定（2件）		（森づくり推進課取扱い） 4
○保安林の指定施業要件の変更予定		（森づくり推進課取扱い） 5
○救急病院等の認定		（地域医療整備課取扱い） 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退		（障害福祉課取扱い） 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定		（障害福祉課取扱い） 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）		（障害福祉課取扱い） 7
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧		（水産振興課取扱い） 7
○県営土地改良事業の換地計画の決定		（農地整備課取扱い） 7
○道路の区域の変更		（道路維持課取扱い） 8
○道路の供用の開始		（道路維持課取扱い） 8
○証紙販売人の指定の解除		（会計課取扱い） 8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）		（鹿児島地域振興局取扱い） 8 （大島支庁取扱い） 9
公	告	
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）		（商工政策課取扱い） 9
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○選挙運動費用収支報告書の要旨の公表の一部訂正		（選挙管理委員会取扱い） 10
監 査 委 員 公 表		
○監査結果の報告に係る措置の公表		（監査委員事務局取扱い） 11

訓 令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程を次のように定める。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程

目次

第 1 章 総 則（第 1 条）

第2章 組織（第2条—第10条）

第3章 所掌事務（第11条・第12条）

第4章 配備（第13条・第14条）

第5章 雑則（第15条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年鹿児島県条例第32号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

（本部員及び副本部長）

第2条 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部員は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第23条第2項第1号から第3号までに掲げる者のほか、各部等（鹿児島県部等設置条例（昭和27年鹿児島県条例第75号）により設置された内部組織をいう。）の長、出納局長、県立病院事業管理者及び工業用水道部長並びに各地域連絡協議会長をもって充てる。

2 鹿児島県新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

3 条例第2条第2項の規定により副本部長が鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年鹿児島県規則第29号）の定めるところによる。

（対策要員）

第3条 対策本部に新型インフルエンザ等対策要員（以下「対策要員」という。）を置く。

2 対策要員は、県の職員をもって充てる。

3 対策要員は、上司の命を受け、新型インフルエンザ等対策に関する事務に従事する。

（本部会議）

第4条 本部会議（対策本部の会議をいう。以下同じ。）は、本部長、副本部長、教育長、警察本部長及び次条に規定する各対策部の長で構成する。

（対策部）

第5条 対策本部に別表第1に掲げる対策部を置く。ただし、本部長が別に指示したときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、本部長は必要と認めるときは、臨時に対策部を置くことがある。

3 各対策部の長は、それぞれ別表第1に掲げる者（前項の規定に基づき置かれた対策部にあつては、本部長が指名する者）をもって充てる。

（班）

第6条 各対策部に、その事務を分掌させるため、別に定めるところにより班を置く。

2 班に班長を置き、別に定める者をもって充てる。

3 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理する。

（本部室）

第7条 本部会議の事務を補助させるため、本部会議に本部室を置く。

2 本部室に本部連絡班長及び本部連絡員を置き、それぞれ別に定める者をもって充てる。

（地方連絡部）

第8条 対策本部に地方連絡部を置き、地方連絡部長は、東京事務所長をもって充てる。

（支部）

第9条 支部の設置は、本部長が指示する。

2 前項の規定により設置する支部の名称及び管轄区域は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 各支部の長は、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。

（支部の班）

第10条 各支部に、その事務を分掌させるため、別に定めるところにより班を置く。

第3章 所掌事務

（本部会議の協議事項）

第11条 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する重要な事項
- (2) その他本部長が必要と認める事項

（各対策部等の所掌事務）

第12条 各対策部及び各対策部の各班，地方連絡部並びに各支部の所掌事務は，別に定める。

第4章 配備

（対策要員の配備）

第13条 対策要員は，各対策部及び各支部を構成する所属の全職員とする。

- 2 本部長は，新型インフルエンザ等の発生の状況に応じた配備の規模を別に定める。
- 3 各対策部の長及び各支部の長は，対策要員のうちから前項の配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指定しておかなければならない。

（非常の招集）

第14条 本部連絡班長は，勤務時間外及び職員の休日に当たる日に新型インフルエンザ等が発生し，又は発生するおそれがあり，対策本部が設置された場合は，その旨を別に定める各対策部の主管班長に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた各対策部の主管班長は，当該対策部の長，各班長及び本部連絡員に対して，当該通知の内容を通知しなければならない。
- 3 各対策部の主管班長及び前項の規定による通知を受けた各対策部の各班長は，配備要員に対して，当該通知の内容を通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた配備要員は，直ちに登庁し，所定の配備につかなければならない。
- 5 各対策部の各班においては，あらかじめ班長の所属ごとに非常招集系統を確立し，訓練をしておかなければならない。

第5章 雑則

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか，対策本部に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この訓令は，平成26年2月7日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

対策部

対策部名	対 策 部 長
保健福祉対策部	保健福祉部長
知事公室対策部	知事公室長
総務対策部	総務部長
県民生活対策部	県民生活局長
企画対策部	企画部長
環境林務対策部	環境林務部長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長
観光交流対策部	観光交流局長
農政対策部	農政部長
土木対策部	土木部長
危機管理対策部	危機管理局長
出納対策部	出納局長
県立病院対策部	県立病院事業管理者
工業用水道対策部	工業用水道部長

別表第 2（第 9 条関係）

支部

支部の名称	管 轄 区 域	支部長
鹿児島支部	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡	鹿児島地域連絡協議会会長
南薩支部	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市	南薩地域連絡協議会会長
北薩支部	阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡，出水郡	北薩地域連絡協議会会長
始良・伊佐支部	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡	始良・伊佐地域連絡協議会会長
大隅支部	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡，肝属郡	大隅地域連絡協議会会長
熊毛支部	西之表市，熊毛郡	熊毛地域連絡協議会会長
大島支部	奄美市，大島郡	大島地域連絡協議会会長

告 示

鹿児島県告示第99号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第 8 条第 2 項の規定により，有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8308	平成26年 1 月 30 日	映 画	ウルフ・オブ・ウォールストリート	パラマウント ピクチャーズ ジャパン	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し，その健全な育成を阻害するおそれがある。

鹿児島県告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字一ノ谷9505番, 9505番 1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉字赤迫12099番 3 から12099番 5 まで, 12122番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
霧島市国分上之段字マブシ谷2132番 1, 2132番 2, 2133番, 2139番 1 から2139番 4 まで, 字白尾谷2142番 1, 2144番 1, 2155番, 2168番 2, 国分川内字高田川原2909番, 字廣見3074番 4, 3075番 9, 3082番 1, 3082番 3, 字阿摩里3119番, 字龍亭屋敷3644番 9, 3644番10, 3646番 2, 3648番 1, 字仁田原3655番 1, 3674番 7, 字五戸口3690番 2, 3694番丙, 3697番 1, 3703番 1, 3703番 2（次の図に示す部分に限る。）、3703番 4（国有林）、3703番 5

（次の図に示す部分に限る。）、3703番6、3703番7（次の図に示す部分に限る。）、3704番26、3704番68、3704番69、3705番1、字猿ノ木場3707番1、3707番3、3731番（次の図に示す部分に限る。）、3735番1、字蓑掛3739番34

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第103号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年2月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
枕崎市立病院	枕崎市日之出町230番地
小原病院	枕崎市折口町109番地
久木田整形外科病院	枕崎市港町113番地
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968番地4
菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地

2 認定の有効期限

平成29年1月31日

鹿児島県告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年2月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
高山クリニック	肝属郡肝付町新富818番地1	平成25年 12月26日	精神通院医療

鹿児島県告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年2月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
くれよん調剤薬局	薩摩川内市勝目町4110-21	平成26年 2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
クローバー薬局	始良市加治木町反土字田中 2628番地 8	平成26年 2 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部鹿児島 県済生会	薩摩川内市原 田町 2 番46号	済生会訪問看 護ステーショ ンせんだい	薩摩川内市原 田町 2 番46号	平成26年 2 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第108号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年 2 月 7 日から同月21日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
奄美市笠利町喜瀬29番地 柗田謙夫
奄美市笠利町大字用 5 番地 2 松山信一
奄美市笠利町大字外金久55番地の 1 山下勤一
- 2 加入区
笠利加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備霧島北部地区大園換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 2 月10日から同年 3 月10日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 2 月 7 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国上安納線	西之表市伊関字宮ノ下1113番1地先から同市安納字竹之脇4194番1地先まで	前	11.5～46.0	799.5
			後	11.5～46.0	799.5

鹿児島県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年 2 月 7 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字永田尻平14078番1地先から同町野間字長田13971番3地先まで	平成26年 2月7日
	国上安納線	西之表市伊関字宮ノ下1113番1地先から同市安納字竹之脇4194番1地先まで	

鹿児島県告示第112号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
鹿児島きもつき農業協同組合内之浦支所 支所長 鳥越祐治	肝属郡肝付町南方279番地	肝属郡肝付町南方279番地	平成26年 1 月30日

鹿児島地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エコマック	いちき串木野市 三井3108番地	一般社団法人ア クア	薩摩川内市平佐 町2508番地	長倉 良司	平成26年 2月1日	就労継続 支援 A 型

大島支庁告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 2 月 7 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あまみ徳之島ラ イフサポート	大島郡徳之島町 母間3955番地	一般社団法人あ まみ徳之島ライ フサポート	大島郡徳之島町 母間3955番地	藤崎はつみ	平成26年 2月1日	就労継続 支援 A 型

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 2 月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー出水店
出水市黄金町317番 1 外34筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年 9 月 6 日
 - (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年 9 月 6 日
- 3 意見の概要
 - (1) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、周辺住環境に十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
 - (2) 上記及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。
 - (3) 本市は平成19年 3 月13日に景観行政団体となったことから、今後、新たな建築物（増築を含む）または工作物（屋外広告等）の設置については、本市景観条例に基づく景観計画を遵守すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により阿久根市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 2 月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー阿久根店
阿久根市大丸町90番地17
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年 9 月 6 日
- 3 意見の概要
上記店舗の変更事項に当たっては、関係法令の遵守及び来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。
通学及び通勤時間帯における荷物の搬出入については安全を最優先とし、考慮すること。
搬出入のトラック等は路上待機は行わないこと。
また、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定による平成24年 7 月 8 日執行の鹿児島県知事選挙における選挙運動の収支に関する報告書について、出納責任者の山中六江から訂正の報告があったので、選挙運動費用収支報告書の要旨の公表（平成25年 1 月 11 日鹿児島県選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のとおり訂正する。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 3 報告書の要旨の候補者氏名向原祥隆に関する平成24年 7 月 19 日受理の第1回報告分中
「収 入

円

主たる寄附

(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)
原発のない鹿児島をつくる会	2,000,000
橋爪 健朗 団体役員	170,000
続 博治 会社員	170,000
満富 健祐 会社員	170,000
山中 六江 会社員	170,000
内田 静徳 会社員	170,000
内田 伸子 会社員	170,000
西村 輝子 会社員	170,000
兼沢 弘子 会社員	170,000
辻 俊典 会社員	170,000
今回計	3,530,000
総 計	3,530,000」

を

「収 入

円

主たる寄附

(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)
原発のない鹿児島をつくる会	1,400,000
橋爪 健郎 団体役員	170,000
続 博治 会社員	170,000
満富 健祐 会社員	170,000
山中 六江 会社員	170,000

内田 静徳	会社員	170,000	に改める。
内田 伸子	会社員	170,000	
西村 輝子	自営業	270,000	
兼沢 弘子	会社員	170,000	
辻 俊典	会社員	170,000	
迫 耕三	会社役員	200,000	
桂木 行人	会社員	100,000	
その他の収入		200,000	
今回計		3,530,000	
総 計		3,530,000	

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 1 号

平成25年 3 月28日付け監査第156号の監査結果に基づき、平成26年 1 月17日付け財第96号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 2 月 7 日

鹿児島県監査委員 弓指博昭
同 橋口和博
同 永井章義
同 柳 誠子

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
環境林務部	北薩森林組合	補助金の支出に係る出納事務において、伐採請負人への請負代金が長期間支払われていないなど、不適切な事務処理がある。 (鹿児島県森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金)	1 県の指導，監督の強化 文書により，再発防止策の検討と適正な執行について指導を行うとともに，所管する地域振興局を通じ，森林整備関係事業等の適正な事業実施や稟議等適正な事務処理について継続的に指導を行った。 また，各地域振興局・支庁において，当該事業の実施主体に対し適正な事業実施の徹底について指導することとした。 2 当該団体の講じた改善措置 請負代金支払を行うとともに，出納事務については，事業毎の進捗管理表や現場遂行計画を作成するとともに，債権・債務の科目明細書の作成頻度を3ヶ月毎から毎月に変更するなど，事業の進捗管理や経理処理の適正化を徹底するほか，関係書類の整備や管理状況を複数の職員でチェックする体制に改めた。
商工労働水産部	公益財団法人かごしま産業支援センター	通勤手当において，通勤距離の誤りによる過払いがある。	1 県の指導，監督の強化 当該団体の諸規程に従い認定を適切に行うよう通知するとともに，

		(財団法人かごしま産業支援センター出捐金)	<p>認定に当たっては、地図等を活用し必要に応じて実測を行うよう指導した。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 通勤距離の実測を行い、通勤距離の認定を改めるとともに、過払い分は認定日まで遡及し返納手続きを行った。 また、通勤距離の確認に当たってはインターネット等を活用し、必要に応じ実測を行うこととした。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>1 経営健全化計画において、債務超過の解消が計画目標とされているが、債務超過額が更に増大している。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業において、多額の収入未済がある。 (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金) (分譲住宅頭金補足事業資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していくとともに、悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していくこととした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 分譲資産の早期売却や賃貸施設の空室解消を行うなど、収支の改善を図り、一層の経営改善に努めることとした。また未収債権については、電話や文書による督促、夜間督促などの取組に加え、長期滞納者に対する訴訟手続きの実行など、滞納の長期化防止を図り、適切な債権管理に努めることとした。</p>